

兵庫県公報

令和元年6月18日 火曜日 第15号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（生活支援課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更、廃止、休止及び再開の届出（同）	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同）	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定（同）	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の廃止の届出（同）	4
○土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	5
○土地改良区の定款の変更認可（同）	5
○土地改良区清算人の就任の届出（同）	5
○土地改良区清算人の退任の届出（同）	6
○県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	6
○公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	6
○同上（同）	7
○公共測量が終了した旨の通知（同）	7
○電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路企画課）	7
○中播都市計画道路事業の認可（道路街路課）	7
○道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（道路保全課）	8
○港湾隣接地域の指定の変更に係る公聴会の開催（港湾課）	8
○道路の指定（建築指導課）	9
○道路の位置指定（同）	9
○平成20年兵庫県告示第317号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部改正（同）	9
○昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	16
○重要調整池に係る検査の結果（北播磨県民局）	17
公 告	
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	17
○落札者等の公示（管理課）	17
病院局管理規程	
○兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める管理規程	18
病院局公告	
○入札公告	18
○入札公告	20
○入札公告	23
○入札公告	25

告 示

兵庫県告示第139号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医

療を担当する機関を次のとおり指定した。

令和元年6月18日

兵庫県知事 井戸敏三

指定医療機関

名称	所在地	指定年月日
芦屋ビューティクリニック	芦屋市東芦屋町1-20 セラヴィ芦屋ビルB1F	平成31年2月1日
しげ歯科稲野駅前院	伊丹市稲野町1-87-1	同 年1月1日
訪問看護ステーションホープス	同 市若菱町2-45	同
みずほレディースクリニック伊丹駅前	同 市中央1-4-2 くらすと伊丹4階	平成31年4月1日
かねこ脳神経外科リハビリクリニック	同 市山田5-3-3	同
あだちこども診療所	加古川市加古川町美乃利465-1	平成31年1月1日
やすぎファミリークリニック	宝塚市山手台西3-2-34	同 年4月1日
ウッディ吉原歯科	三田市すずかけ台2-3-1	同
訪問看護ステーションつな樹	同 市ゆりのき台2-25-1	同
訪問看護ハートステーション	美方郡新温泉町湯小字水頭1328-3	平成31年3月14日



兵庫県告示第140号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更、廃止及び休止の届出があった。

令和元年6月18日

兵庫県知事 井戸敏三

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名称	所在地	変更内容
さくら薬局浜の宮店	加古川市尾上町口里19-3	医療機関名称
玉田眼科	たつの市龍野町日山37-1	同 上
医療法人社団足立クリニック	丹波市氷上町市辺584-3	同 上

2 廃止の届出があった指定医療機関

名称	所在地
鈴木小児科	芦屋市高浜町7-2-105
しげ歯科稲野駅前院	伊丹市稲野町1-87-1
訪問看護ステーションホープス	同 市若菱町2-45
アイセイ薬局豊岡店	豊岡市千代田町9-5
あだちこども診療所	加古川市加古川町美乃利465-1
ティエス調剤薬局三木市民病院前店	三木市加佐字前90-1 メゾンエクセルII

フラワー薬局柏原店	丹波市柏原町柏原255—3
医療法人社団中川内科医院	同 市山南町谷川2198
ティエス調剤薬局柏原中央店	同 市柏原町柏原字南賀5194
もりがき薬局	美方郡香美町香住区無南垣918—7

3 休止の届出があった指定医療機関

名称	所在地
有澤眼科	伊丹市池尻1—30



兵庫県告示第141号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年6月18日

兵庫県知事 井戸敏三

指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地	指定年月日
みのり薬局	三木市志染町広野5—283—3	有限会社北神ファーマシー	三木市志染町広野5—283—3	平成30年9月18日
医療法人社団星晶会いたみバラ診療所	伊丹市荒牧6—16—2	医療法人社団星晶会	伊丹市桜ヶ丘1—3—23	平成31年4月1日
社会福祉法人小野市社会福祉協議会	小野市王子町801	社会福祉法人小野市社会福祉協議会	小野市王子町801	同



兵庫県告示第142号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更、廃止及び休止の届出があった。

令和元年6月18日

兵庫県知事 井戸敏三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容
桜丘訪問看護ステーション	西脇市黒田庄町田高313	社会医療法人社団正峰会	西脇市黒田庄町田高313	所在地

2 廃止の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地
ティエス調剤薬局三木市民病院前店	三木市加佐字前90-1 メゾンエクセルII	株式会社ティエスプラン	明石市朝霧町3-15-12
ティエス調剤薬局柏原中央店	丹波市柏原町柏原字南賀5194	同上	同上
川西市久代デイサービスセンター	川西市久代3-16-30	社会福祉法人川西市社会福祉協議会	川西市火打1-12-16
川西市緑台デイサービスセンター	同 市緑台6-1-79	同上	同上

3 休止の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地
たちばな1居宅介護支援事業所	洲本市宇原358-5	社会福祉法人洲本たちばな福祉会	洲本市由良1-6-7



兵庫県告示第143号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年6月18日

兵庫県知事 井戸敏三

指定施術機関

名称	住所	施術所	所在地	指定年月日
野村雅彦	大阪府池田市渋谷3-6-28	KEiROW伊丹ステーション	伊丹市荒牧6-18-1-101	平成31年3月5日
池田萌	三田市小野1320-59	晴（はる）鍼灸マッサージ治療院	宝塚市平井4-15-2	同 月1日
家長晃	伊丹市荒牧3-16-57-101	同上	同上	同
宮田秀一	大阪府高槻市八丁西町78-21-402	同上	同上	同
上本洋	大阪府池田市城南1-3-17	ラクシア訪問治療院	川西市多田桜木2-3-21 ステップビル2F	平成31年3月29日
森本理沙	三木市吉川町前田564-2	たけだ接骨院	丹波篠山市東吹507-1	同 年2月1日
野崎夏菜子	丹波篠山市49-1 シンフォニー田園202	同上	同上	同



兵庫県告示第144号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円

滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術機関から廃止の届出があった。

令和元年6月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

廃止の届出があった指定施術機関

名 称	住 所	施 術 所	所 在 地
倉 内 幸 二	伊丹市鴻池6-16-45-402	リーフマッサージ治療院宝塚店	宝塚市山本南1-29-1-102
家 長 晃	同 市荒牧3-16-57-101	同 上	同 上
同	同 上	つばさ鍼灸マッサージ治療院	宝塚市平井4-15-2
倉 内 幸 二	伊丹市鴻池6-16-45-402	同 上	同 上
池 田 萌	三田市小野1320-59	同 上	同 上



兵庫県告示第145号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和元年6月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

神野土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	澁 谷 重 光	加古川市神野町石守1146番地
同	澁 谷 二 良	同 市神野町石守415番地
同	岡 田 進	同 市神野町福留436番地の1



兵庫県告示第146号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年6月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
高坂土地改良区	令和元年5月29日
赤石土地改良区	同 月30日
塩崎土地改良区	同 月31日



兵庫県告示第147号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出があった。

令和元年6月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

神戸市木津土地改良区

氏名	住所
中村弘之	神戸市西区押部谷町木津537番地
大野光	同 市同区押部谷町木津5番地の3
中嶋元秀	同 市同区押部谷町木津540番地
小原恭則	同 市同区押部谷町木津423番地
竹中直弥	同 市同区押部谷町木津859番地の1



兵庫県告示第148号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、次の土地改良区から清算人の退任の届出があった。

令和元年6月18日

兵庫県知事 井戸敏三

神野土地改良区

氏名	住所
石見瀧男	加古川市神野町石守1257番地
長谷川泉太郎	同 市神野町福留397番地
澁谷豊	同 市神野町石守18番地
渋谷忠幸	同 市神野町石守1151番地
厚海正昭	同 市神野町石守1129番地
澁谷勉	同 市神野町石守231番地の2
竹中利次	同 市神野町石守200番地
長谷川忠雄	同 市神野町福留450番地
茨木貞夫	同 市神野町福留1527番地



兵庫県告示第149号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急耐震工事計画を令和元年6月6日に定めたので、緊急耐震工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和元年6月18日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	猪野下池地区	令和元年6月18日から 同 年7月8日まで	加西市役所
同上	大谷下池地区	同上	同上



兵庫県告示第150号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、神戸市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年6月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類

公共測量（道路台帳図データ更新）

2 作業期間

令和元年6月10日から令和2年3月23日まで

3 作業地域

神戸市全域



兵庫県告示第151号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、市川町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年6月18日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（道路台帳図データ作成）

2 作業期間

令和元年6月17日から同年9月25日まで

3 作業地域

市川町の一部



兵庫県告示第152号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、芦屋市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和元年6月18日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（航空写真撮影、写真地図作成及び数値地形図データ更新）

2 作業期間

平成30年12月10日から平成31年3月29日まで

3 作業地域

芦屋市全域



兵庫県告示第153号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

その関係図書は、令和元年6月18日から2週間、兵庫県県土整備部土木局道路企画課において一般の縦覧に供する。

令和元年6月18日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類	路線名	区間	指定の部分	備考
一般県道	豊岡インター線	豊岡市戸牧字肱田897番5から 同 市戸牧字イチゴ谷992番11まで	上下線	
主要地方道	但馬空港線	豊岡市戸牧字佐谷2012番1から 同 市戸牧字畑ヶ中1830番2まで	上下線	



兵庫県告示第154号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可したので、

同法第62条第1項の規定により告示する。

令和元年6月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
姫路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
中播都市計画道路事業
3.4.138号 四ツ池線
3.5.81号 網干線
- 3 事業施行期間
令和元年6月18日から令和6年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
姫路市広畑区才字屋敷田、字北川原、字圓正庵及び字西角並びに広畑区西夢前台八丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第155号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和元年6月18日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和元年6月18日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年6月18日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 姫路環状線	姫路市御立中8丁目1198番4から 同市御立中8丁目1203番1まで	旧	18.0から 31.0まで	25.0	
		新	17.0から 29.0まで	25.0	



兵庫県告示第156号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の2第2項の規定により、姫路港港湾隣接地域の指定の変更について、次のとおり公聴会を開催する。

令和元年6月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 日時 令和元年6月26日（水）午後3時から
- 2 場所 姫路市北条1丁目98 兵庫県姫路総合庁舎 姫路職員福利センター 3階会議室
- 3 予定区域
次の(18)から(24)の7まで、(27)及び(28)のそれぞれの諸点を順次結んだ線と水際線により囲まれた地域
 - (18) 姫路市網干区新在家字東雲885番地の1地先標柱
 - (19) (18)から 156度 20メートルの地点
 - (20) (19)から 75度 346メートルの地点
 - (21) (20)から 97度30分 263メートルの地点

- (22) (21)から 115度30分 470メートルの地点
- (23) (22)から 161度 350メートルの地点
- (24) (23)から 154度 192メートルの地点
- (24)の2 (24)から 259度 186メートルの地点
- (24)の3 (24)の2から 164度 171メートルの地点
- (24)の4 (24)の3から 254度 229メートルの地点
- (24)の5 (24)の4から 164度 35メートルの地点
- (24)の6 (24)の5から 254度 60メートルの地点
- (24)の7 (24)の6から 344度 146メートルの地点
- (27) (24)の7から 299度 87メートルの地点
- (28) (27)から 240度に引いた線と水際線との交点



兵庫県告示第157号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定した。
その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

令和元年6月18日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H31但馬予定 0001号	1.6.5	豊岡市日高町祢布字大石274番5の一部、 274番6の一部、274番7の一部、274番9 の一部、274番10の一部、275番1の一部、 277番5の一部、277番5地先里道の一部	4.5～6.5	92.3



兵庫県告示第158号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和元年6月18日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R01淡路位置 0004号	1.5.28	淡路市久留麻字一本松89番3、90番13の一部	6.15～ 9.70	19.90



兵庫県告示第159号

平成20年兵庫県告示第317号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部を次のように改正する。

令和元年6月18日

兵庫県知事 井戸敏三

告示文を次のとおり改める。

都市計画法施行条例（平成14年兵庫県条例第25号。以下「条例」という。）第8条第3項の規定により、次のとおり特別指定区域を指定した。

その関係図書は、兵庫県庁及び赤穂市役所に備え置いて縦覧に供する。

表を次のように改める。

表（赤穂市における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）

名称及び条例別表第3の該当区分	区 域	建築物の用途	指定年月日 (変更年月日)
西有年地区 条例別表第3の3の項	赤穂市西有年字宮原、字田代、字畑ヶ田、字木ノ目池内、字玄形、字平田、字堂免、字日和田、字垣内田、字原、字久保、字北、字出口、字池田、字往来北、字外垣内、字砂場、字香山、字土井、字往来南、字柳元、字小山下、字カウゲ田、字横山、字塚ノ元、字野々宮、字宮東、字長畑、字碑田、字遠古殿、字横手、字興井谷口、字堂場ヶ市、字東山、字中ノ谷、字大山峠南、字柳谷及び字向山の各一部で別図に示す区域（別図は省略。以下同じ。）	平成27年兵庫県条例第21号による改正前の条例（以下「旧条例」という。）別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年3月25日
東有年地区 条例別表第3の3の項	赤穂市東有年字町ノ北の全部並びに字上河原、字中河原、字アマミダドウ、字町ノ南、字下寄戸、字寄戸、字山手、字片山、字中道、字横町、字頓原及び字上菅生の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年3月25日
有年檜原地区 条例別表第3の3の項	赤穂市有年檜原字上所、字山手、字中所、字前山田、字山ノ下、字三軒家、字中溝、字一軒家、字山地、字野田河原、字下野田、字上野田、字野田、字城山筋、字川原、字中道、字下所、字高畑ヶ及び字サイカシの各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年3月25日
有年原地区 条例別表第3の3の項	赤穂市有年原字東西川、字西川、字原、字西原、字上北原、字中北原、字山崎、字田中、字池ノ内、字池ノ下、字北畠、字津村及び字新ヶ鼻の各一部並びに有年牟礼字ハトカの一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年3月25日
有年横尾地区 条例別表第3の3の項	赤穂市有年横尾字谷口及び字谷ノ東の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年3月25日
有年牟礼地区 条例別表第3の3の項	赤穂市有年牟礼字往来ノ上の全部並びに字成林、字上河原、字垣ノ内、字中嶋、字天通り、字前垣内、字黒尾、字山田前、字長鼻、字山田、字片山、字宮ノ前、字西	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年3月25日

	ヶ戸、字龍王ノ下、字ズリ、字成林ノ北、字ニタ又及び字隠レ谷の各一部並びに有年横尾字畑の一部で別図に示す区域		
中山地区 条例別表第3の3 の項	赤穂市中山字山際、字高岸ノ下、字堂ノ下、字川久保、字西山、字井ノ谷、字地藏下、字佛石ノ下及び字川東の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年3月25日
周世地区 条例別表第3の3 の項	赤穂市周世字立岩、字鎌倉、字御蔵、字宮田、字清水、字奥東、字奥東宮ノ前、字黒谷及び字水木原の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年3月25日
真殿地区 条例別表第3の3 の項	赤穂市真殿字蔵田、字花畑、字門前、字門前奥、字松原、字後芝、字堂ノ元、字林ヶ谷、字下原、字天神下及び字段ノ下の各一部並びに目坂字平里田、字長田及び字清水ノ上の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年3月25日
高雄地区 条例別表第3の3 の項	赤穂市高雄字西山、字山根、字東畑、字下垣内及び字河原の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年3月25日
目坂地区 条例別表第3の3 の項	赤穂市目坂字折戸、字長田、字清水ノ上、字奥ノ谷、字碑田山、字碑田、字前田、字藤床、字中河原、字中河田、字下河田及び字上河田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年3月25日
木津地区 条例別表第3の3 の項	赤穂市木津字野垣内、字茶屋、字久保、字向河下、字柳、字上河原、字節床、字段ノ上、字山田、字大鹿谷、字南、字樋詰、字大石及び字大工山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年3月25日
高野地区 条例別表第3の3 の項	赤穂市高野字井口、字上ノ前、字山ノ下、字家ノ後、字山花、字屋敷筋、字屋敷、字安田、字家ノ上、字高関、字小田、字高取、字立岩、字八重山、字田端、字高臺、字青及び字大谷山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年3月25日
坂越地区 条例別表第3の3 の項	赤穂市坂越字毎田、字小島、字名切、字犬戻、字潮見、字宮本、字本町、字高谷、字石佛、字砂山、字下高谷、字荒神、字八祖、字海	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年3月25日

	雲寺、字湯殿町、字洞留、字大柴垣及び字大泊の各一部で別図に示す区域		
浜市地区 条例別表第3の3の項	赤穂市浜市字横土手内、字西ノ山、字山根及び字寺内の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年3月25日
砂子地区 条例別表第3の3の項	赤穂市砂子字後山の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年3月25日
北野中地区 条例別表第3の3の項	赤穂市北野中字下長田及び字後山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年3月25日
尾崎地区 条例別表第3の3の項	赤穂市尾崎字北ノ町、字上ノ山、字姥ヶ懐、字尾崎谷、字古江、字百山、字石指、字東田及び字清水の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年3月25日
御崎地区 条例別表第3の3の項	赤穂市御崎字三崎山、字西町、字間ノ山、字東海山、字寺山、字中町山、字中丁及び字東海の各一部並びに尾崎字高臺の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年3月25日 (令和元年6月18日)
御崎地区 条例別表第3の8の項	赤穂市御崎字三崎山及び字東福浦山の各一部で別図に示す区域	<p>(一般型)</p> <p>次に掲げる建築物で延べ面積が500㎡以下のもの。ただし、用途変更を行う場合で既存建築物の延べ面積が500㎡を超えるときは、既存建築物の延べ面積を上限とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 飲食店(第5号又は第6号の用途を兼ねるものを含む。) 2 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第130条の5の2第4号に規定する建築物(第6号の用途を兼ねるものを含む。) 3 ホテル、旅館(専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設を除く。) 4 公衆浴場(客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を 	令和元年6月18日

		<p>提供する営業を営む施設を除く。)</p> <p>5 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房(第6号の用途を兼ねるものを含む。)(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。)</p> <p>6 赤穂市に関連する土産物の販売店</p> <p>7 休憩所</p>	
	<p>赤穂市御崎字三崎山、字東福浦山、字万五郎谷及び字大塚の各一部で別図に示す区域</p>	<p>(観光拠点型)</p> <p>次に掲げる建築物で延べ面積が500㎡以下(第3号及び第4号にあっては1500㎡以下)のもの。ただし、用途変更を行う場合で既存建築物の延べ面積が500㎡(第3号及び第4号にあっては1500㎡)を超えるとときは、既存建築物の延べ面積を上限とする。</p> <p>1 飲食店(第6号又は第7号の用途を兼ねるものを含む。)</p> <p>2 建築基準法施行令第130条の5の2第4号に規定する建築物(第7号の用途を兼ねるものを含む。)</p> <p>3 市内生産品の売場(その床面積の合計が延べ面積の20分の1以上又は50㎡以上のもの)を常時設置する物品販売業を営む店舗(専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。)又は飲食店(地域振興に資すると市長が認めるものに限る。)</p> <p>4 ホテル、旅館(専ら</p>	<p>令和元年6月18日</p>

		<p>異性を同伴する客の休憩の用に供する施設を除く。)</p> <p>5 公衆浴場(客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業を営む施設を除く。)</p> <p>6 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房(第7号の用途を兼ねるものを含む。)(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。)</p> <p>7 赤穂市に関連する土産物の販売店</p> <p>8 休憩所</p>	
<p>御崎地区 条例別表第3の9の項</p>	<p>赤穂市御崎字三崎山、字間ノ山及び字東福浦山の各一部で別図に示す区域</p>	<p>次に掲げる建築物で延べ面積が280㎡以下のもの</p> <p>1 一戸建ての住宅</p> <p>2 第3号、第4号、第7号又は第8号の用途を兼ねる住宅</p> <p>3 飲食店(第7号又は第8号の用途を兼ねるものを含む。)</p> <p>4 建築基準法施行令第130条の5の2第4号に規定する建築物(第8号の用途を兼ねるものを含む。)</p> <p>5 ホテル、旅館(専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設を除く。)</p> <p>6 公衆浴場(客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業を営む施設を除く。)</p> <p>7 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房(第8号の用途を兼ねるも</p>	<p>令和元年6月18日</p>

		<p>のを含む。) (原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。)</p> <p>8 赤穂市に関連する土産物の販売店</p> <p>9 休憩所</p>	
加里屋地区 条例別表第3の3 の項	赤穂市加里屋字戸、字天王山、字天王道及び字荒神臺の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年3月25日
中広地区 条例別表第3の3 の項	赤穂市中広字東沖の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年3月25日
塩屋地区 条例別表第3の3 の項	赤穂市塩屋字東塩田、字駒ヶ谷及び字荒神の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年3月25日
大津地区 条例別表第3の3 の項	赤穂市大津字中開地、字出口、字北田、字奥、字長坂、字クホリ、字スクモ塚、字加賀芋、字神保、字権現、字花垣内、字荒前、字中田及び字船渡の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年3月25日
木生谷地区 条例別表第3の3 の項	赤穂市木生谷字村中の全部並びに字三味下、字東山、字上ノ山、字一ノ首、字西之山及び字向山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年3月25日
新田地区 条例別表第3の3 の項	赤穂市新田字十五軒家の全部並びに字居村、字釜家後、字有年組、字大津道ノ上、字大津道ノ下、字大津前、字五軒家、字五ノ前、字十五ノ前、字七軒家及び字七ノ前の各一部並びに折方字山端及び字寺前の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年3月25日
折方地区 条例別表第3の3 の項	赤穂市折方字天王ノ下、字砂子、字坂井元、字鷹ノ巣、字石進、字田中、字寺前、字南及び字天神山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年3月25日
鷗和地区 条例別表第3の3 の項	赤穂市鷗和字天神、字寝猫、字田ノ浦、字苗座、字前田、字古濱、字丸山、字東、字脇田、字向、字庵濱及び字野々内の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年3月25日

<p>福浦地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>赤穂市福浦字丸町、字石中、字奥道、字宮ノ下、字宮ノ元、字大道、字ヒラキ、字川扁り、字狩折、字西浦、字古土手西、字五反田、字長町、字八軒屋西、字八軒屋堤際道ノ上、字八軒屋堤際、字八軒屋後堤下及び字八軒屋後の各全部並びに字古池、字古池北ノ谷、字古池東登り、字古池東、字古池背戸山、字黒嶼、字大泊り、字眞尾毛、字柳ノ上、字立花、字朶山、字背戸山、字香山、字安ノ奥、字奥木場、字住所、字岡、字竹ヶ濱、字宮崎、字五軒屋、字イカタ石、字古樋元、字五軒屋前、字古土手、字東木場、字堂免、字窪田、字中ヶ市、字井ノ戸、字大唐田、字堂ノ元、字寺ノ下、字東香山、字西香山、字中道、字太郎平前、字山道、字山谷、字眞嶼、字向ヒ、字寒河田、字二軒屋、字八軒屋、字八軒屋井戸尻、字川西南、字寺ノ西、字新田北及び字新田南の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成20年3月25日</p>
---------------------------------	---	----------------------------	-------------------



兵庫県告示第160号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、令和元年7月1日から適用する。

令和元年6月18日

兵庫県知事 井戸敏三

表中

「

<p>レッドホースコーポレーション株式会社</p>	<p>レッドホースコーポレーション株式会社イーグレ姫路店</p>	<p>姫路市本町</p>
---------------------------	----------------------------------	--------------

を

「

<p>レッドホースコーポレーション株式会社</p>	<p>レッドホースコーポレーション株式会社イーグレ姫路店</p>	<p>姫路市本町</p>
<p>鹿島興産株式会社</p>	<p>鹿島興産株式会社</p>	<p>高砂市春日野町</p>

に改める。



兵庫県告示第161号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和元年6月18日

北播磨県民局長 濱 西 喜 生

- 1 重要調整池の所在地
小野市市場町字南山926番462外10筆及び里道
- 2 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
社会福祉法人やすらぎ福祉会	神戸市北区山田町小部字惣六畑山8番池88	春日 秀 樹

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年6月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
揖保郡太子町東保字壹丁田499番1、500番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市土山七丁目6番10号
有限会社セーフティーハウス 代表取締役 的 場 政 和
- 3 許可年月日及び許可番号
平成30年10月23日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-14号（30太子）



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和元年6月18日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
兵庫県総合財務会計システム用プリンタ機器 一式（賃貸借）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和元年5月23日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額
272,250円（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成31年4月5日

病院局管理規程

兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める管理規程をここに公布する。
令和元年6月18日

兵庫県病院事業管理者 長嶋達也

兵庫県病院局管理規程第2号

兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める管理規程

兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成31年兵庫県条例第21号）附則に規定する管理規程で定める日は、令和元年7月1日とする。

病院局公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。
令和元年6月18日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 長嶋達也

1 調達内容

(1) 購入物品及び数量

経皮的補助循環システム 一式

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

令和元年9月30日（月）

(4) 納入場所

兵庫県立尼崎総合医療センター 尼崎市東難波町2丁目17番77号

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 仕様書の「必要とする基本条件」を全て満たす物品を納入することができる者と認められた者であること。

(6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(7) 購入物品又は類似の製品に関して過去5箇年以内に納入実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県病院局経営課業務班

電話 (078) 341-7711 内線3598

- (2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)サで提出を求める誓約書の交付期間
令和元年6月18日(火)から同月28日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (3) 入札参加申込書の受付期間
上記(2)に同じ。

- (4) 入札・開札の日時及び場所
令和元年7月17日(水)午前9時30分 兵庫県庁西館1階小入札室

- (5) 入札書の提出期限
上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和元年7月16日(火)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
契約希望金額(入札書記載金額の100分の108)の100分の5以上の額の入札保証金を令和元年7月16日(火)午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

- (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類(入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にあつては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料)を令和元年6月28日(金)午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(令和元年7月23日(火))までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ 落札金額が200万円(消費税及び地方消費税を含む。)を超える場合には、落札者が暴力団でないこと

するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 仕様書の「必要とする基本条件」を全て満たす物品を納入することができる者と認められた者であること。
- (6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 購入物品又は類似の製品に関して過去5箇年以内に納入実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県病院局経営課業務班
電話（078）341-7711 内線3598
- (2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4（5）サで提出を求める誓約書の交付期間
令和元年6月18日（火）から同月28日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札参加申込書の受付期間
上記（2）に同じ。
- (4) 入札・開札の日時及び場所
令和元年7月17日（水）午前9時45分 兵庫県庁西館1階小入札室
- (5) 入札書の提出期限
上記（4）の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和元年7月16日（火）午後5時までに上記（1）の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約希望金額（入札書記載金額の100分の108）の100分の5以上の額の入札保証金を令和元年7月16日（火）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。
- (4) 入札者に求められる義務
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類（入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にとっては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料）を令和元年6月28日（金）午後4時までに前記3（1）の場所に提出すること。
イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められ

た場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(令和元年7月23日(火))までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ 落札金額が200万円(消費税及び地方消費税を含む。)を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、病院局会計規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第17号)第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr.Nagashima, Superintendent of the Prefectural Hospitals Agency

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

X-ray bone density measuring system, 2 set

(3) Delivery period:

September 30, 2019

(4) Delivery place:

The place that Hyogo Prefectural Hospitals Agency assigns

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 June 28, 2019

(6) Deadline for tender:

17:00 July 16, 2019 by mail

9:45 July 17, 2019 by direct delivery

(7) Contact point for the notice:

Administration Division, Hyogo Prefectural Hospitals Agency,

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 3598

入札公告

WT Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和元年6月18日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

1 調達内容

(1) 購入物品及び数量

F P Dシステム 一式

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

令和元年9月30日 (月)

(4) 納入場所

兵庫県立加古川医療センター 加古川市神野町神野203

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 仕様書の「必要とする基本条件」を全て満たす物品を納入することができる者と認められた者であること。

(6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(7) 購入物品又は類似の製品に関して過去5箇年以内に納入実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県病院局経営課業務班

電話 (078) 341-7711 内線3598

(2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)サで提出を求める誓約書の交付期間

令和元年6月18日(火)から同月28日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 入札参加申込書の受付期間

上記(2)に同じ。

(4) 入札・開札の日時及び場所

令和元年7月17日(水)午前10時 兵庫県庁西館1階小入札室

(5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条

第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和元年7月16日（火）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の108）の100分の5以上の額の入札保証金を令和元年7月16日（火）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類（入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にとっては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料）を令和元年6月28日（金）午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和元年7月23日（火））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

- (5) 仕様書の「必要とする基本条件」を全て満たす物品を納入することができる者と認められた者であること。
- (6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 購入物品又は類似の製品に関して過去5箇年以内に納入実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県病院局経営課業務班
電話 (078) 341-7711 内線3598

- (2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)サで提出を求める誓約書の交付期間
令和元年6月18日(火)から同月28日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (3) 入札参加申込書の受付期間
上記(2)に同じ。

- (4) 入札・開札の日時及び場所
令和元年7月17日(水) 午前10時15分 兵庫県庁西館1階小入札室

- (5) 入札書の提出期限
上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和元年7月16日(火)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
契約希望金額(入札書記載金額の100分の108)の100分の5以上の額の入札保証金を令和元年7月16日(火)午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

- (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類(入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にあつては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料)を令和元年6月28日(金)午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(令和元年7月23日(火))までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr.Nagashima, Superintendent of the Prefectural Hospitals Agency

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

SPECT CT system, 1 set

(3) Delivery period:

September 30, 2019

(4) Delivery place:

Hyogo Prefectural Kakogawa Medical Center

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 June 28, 2019

(6) Deadline for tender:

17:00 July 16, 2019 by mail

10:15 July 17, 2019 by direct delivery

(7) Contact point for the notice:

Administration Division, Hyogo Prefectural Hospitals Agency,

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 3598